

平成25年1月29日
国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所

平成25年度災害時協力会社の公募について

～災害発生時の組織的な支援活動の迅速な確立のため～

災害時において、迅速な被災状況の把握や、円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者及び建設コンサルタント業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築し災害発生時に備える必要があります。

当事務所では、災害時における建設業者及び建設コンサルタント業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成25年度の協定を締結することとしました。

応募の期限は、平成25年2月12日です。説明書は遠賀川河川事務所各担当課で交付いたします。

1. 公告日：平成25年1月29日
2. 協定の名称
 - ① 平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定
 - ② 平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（設計・地質調査）に関する基本協定
 - ③ 平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（測量）に関する基本協定
3. 協定期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日
4. 申請書の提出期限：平成25年2月12日 17時00分

【この記者発表に関する問合せ先】

福岡県直方市溝堀1-1-1

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所

（電話：0949-22-1830（代表））

①②について 工務課長 東田 慎一 (FAX：0949-22-1855)

③について 防災情報課長 島崎 剛 (FAX：0949-29-5115)

【同時発表記者クラブ】 北九州地区、直方地区、飯塚地区、田川地区

公 告

(平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成25年 1月29日

国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその対応方法も定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 基本協定区間

基本協定の区間は、各出張所の管内を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

なお、各出張所の管内における本協定の締結業者は、5～10社程度とする。

(3) 協定期間 平成25年 4月 1日（予定） ～ 平成26年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策・対応工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績、資機材保有等に関する技術資料を希望する出張所管内毎で総合的に評価して選定する評価方式である。

なお、協定区間については、評価結果及び本店の所在地等から遠賀川河川事務所にて決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

また、災害協定を締結する時点において法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としなが、協定に基づき工事請負契約を締結する時点において法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入していることを条件とする。

なお請負契約の条件となる保険は、工事現場単位で随時に加入する方式、または直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成25年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 本店の所在地が遠賀川河川事務所流域市町村にあること。また、基本協定締結区間については、遠賀川河川事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 各出張所管内における該当本店所在地

出張所管内	本店の所在地
飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
田川	田川市、糸田町、香春町、大任町、川崎町、添田町、福智町、赤村
中間	北九州市八幡西区、中間市、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、岡垣町、
宮田	直方市、宮若市
直方	直方市、小竹町

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1（電話 0949-22-1830）

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所

担当：工務課長 東田慎一（内線311）

工務第二係長 金田剛紀（内線314）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成25年1月29日（火）から平成25年2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 2階 工務課内

③ 交付方法： 手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 平成25年1月29日(火)から平成25年2月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所： 上記3.(1)に同じ。

③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定締結後は、業種が一般土木工事、維持修繕工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。

(3) 洪水時河川巡視については、本協定書に示す単価契約に基づき、実績に応じ原則として毎月毎に精算する。

公 告

平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（設計・地質調査）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成25年 1月29日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



1 基本協定の概要等

(1) 名称

平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（設計・地質調査）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所が管理する直轄区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の設計及び地質調査業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害時等応急対策設計業務（設計及び地質調査）を行うことを目的として行うものである。

(3) 基本協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、協定締結業者5社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に設計及び地質調査を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 福岡県内に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務（設計かつ地質調査）に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務（設計かつ地質調査）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成25年4月1日時点において受けていること。

- (4) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 福岡県内において、平成20年度以降に国、県、特殊法人等が発注した河川に関する設計業務又は地質調査業務（両者は同一業務でなくてよい）があること。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）が発注した設計業務又は地質調査業務（両者は同一業務でなくてよい）のうち、平成20年度以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。
- (7) 緊急業務に対応する体制として、1名以上の技術士（建設部門〔選択科目；河川、砂防及び海岸・海洋〕）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）、かつ1名以上の技術士（応用理学部門〔選択科目；地質〕）又はRCCM（地質部門）を早急に対応させることができること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-1830 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課
担当：工務課長 東田 慎一（内線311）
工務第二係長 金田 剛紀（内線314）
電話 0949-22-1830
FAX 0949-22-1855

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成25年1月29日（火）から平成25年2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課
- ③ 交付方法：手渡しによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成25年1月29日（火）から平成25年2月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

公 告

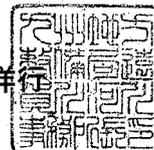
平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（測量）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成25年1月29日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



1. 協定の概要等

(1) 名称

平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策設計業務（測量）に関する基本協定

(2) 協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策設計業務（測量）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、出水状況、被災状況及び交通状況等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施することがある。

(4) 協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 協定における業務実施内容

地震、洪水、台風などの異常な自然現象による水位上昇の状況等の緊急的な監視、洪水痕跡調査、災害発生時の応急復旧又は本復旧に関する測量、及び必要に応じて河床材料調査等を実施する。

(6) 本協定の締結者については、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度等から総合的に評価して、10社程度を決定する。

(7) 本協定の締結後、異常な自然現象により緊急的に水位上昇の状況等を把握するために、遠賀川河川事務所長は本協定締結者に監視を要請することができるものとする。この場

合、本協定を基に請書を提出するものとする。

- (8) 本協定の締結後、異常な自然現象により災害等が発生し緊急的に応急復旧又は本復旧に関する測量及び洪水痕跡調査等を実施する場合は、書面又は電話等の方法により業務を要請した後、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- (9) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 25・26 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 25・26 年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成 25 年 4 月 1 日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、本協定の締結に必要な要件を満たさない者に該当し、本協定を締結しないものとする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 遠賀川河川事務所の管轄区域（北九州市八幡西区、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村又は福智町）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (6) 平成 14 年度以降公告日までに、遠賀川河川事務所管内において完了した河川における測量業務の実績を有さなければならない。
- (7) 平成 22 年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が 60 点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は 100 万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、2 名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。

3. 参加資格確認に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結の参加資格確認通知の期日については、平成25年2月22日(金)を予定している。

4. 協定締結に関する事項等

- (1) 協定締結者の決定については、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度、地域貢献等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成25年3月15日(金)を予定している。

5. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 専門員

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成25年1月29日(火)から平成25年2月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②交付場所：上記5.(1)に同じ

③交付方法：手渡し(紙)による交付

なお、提出様式の電子データの受領を希望する場合は、上記5.(1)の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成25年1月29日(火)から平成25年2月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②提出場所：上記5.(1)に同じ

③提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。
- (3) 申請書の作成要領、評価及び決定方法などの詳細については、「協定説明書」による。